

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第3号

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年瀬戸市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給) 第3条 <省略> 2及び3 <省略>	(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給) 第3条 <省略> 2及び3 <省略> <u>4 前3項の規定にかかわらず、条例別表第2に掲げる職種に係る号給は、同表によるものとする。</u>
(号給に関する規定の適用除外) 第7条 定型的又は補助的な業務に従事する者として市長が定めるものに採用されたフルタイム会計年度任用職員については、前2条の規定は適用しない。	(号給に関する規定の適用除外) 第7条 定型的又は補助的な業務に従事する者として市長が定めるものに採用されたフルタイム会計年度任用職員及び第3条第4項の規定により号給が決定するフルタイム会計年度任用職員については、前2条の規定は適用しない。
(パートタイム会計年度任用職員に係る報酬と地域別最低賃金の額との関係) 第18条の2 <省略> 2及び3 <省略>	(パートタイム会計年度任用職員に係る報酬と地域別最低賃金の額との関係) 第18条の2 <省略> 2及び3 <省略>

4 条例第20条第6項の規則で定める報酬の時間額は、次の各号に掲げる職種に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) スクールソーシャルワーカー職 5, 818円以内
- (2) 非常勤講師職 2, 963円以内
- (3) 消費生活相談員職 2, 640円以内

別表 職種別基準表（第3条、第4条関係）

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
<省略>				
看護師職	1	24	1	36
看護師職（医療的ケア児対応）	1	45	1	55
<省略>				
教育職	1	1	1	54
<省略>				

備考 この表における「職種」の区分とは、条例別表の「職種」の区分をいう。

別表 職種別基準表（第3条、第4条関係）

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
<省略>				
看護師職	1	24	1	36
<省略>				
学校教育職	1	1	1	54
<省略>				

備考 この表における「職種」の区分とは、条例別表第1の「職種」の区分をいう。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。